

平成 31 年 1 月 18 日

倉吉市長 石田 耕太郎 様

倉吉市下水道使用料審議会

会長 齋木 英宏

下水道使用料の改定について（答申）

平成 30 年 10 月 15 日付発下水第 707 号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、結論を得たので次のとおり答申します。

なお、当審議会は、市長がこの答申の趣旨に従って具体的措置を講ずることを要望します。

記

1 下水道使用料の改定率

下水道使用料（特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び林業集落排水施設使用料を含む。以下「下水道使用料」という。）の平均改定率を次のとおり、8.2%改定されることが適当である。

また、使用料体系は、排除汚水量の多い利用者の負担が大きくなることを勘案し、各使用区分の超過使用料を一律に改定するのではなく、段階的に調整すること。

表-1 平均改定率（公共下水道）

項 目	金額・率
改定後の使用料収入 (H31～34 年平均) A	853,360 千円
改定前の使用料収入 (H31～34 年平均) B	788,688 千円
差 額 (A-B) C	64,672 千円
平均改定率 (C÷B)	8.2 %

2 下水道使用料の改定単価

今回の料金改定にあたり、使用者の階層毎の排除汚水量に係る使用料単価は次のとおりとする。

表－２ 下水道使用料改定単価表（税抜き）

使用料区分	排除汚水量	現 行	改定後	差額	改定率
基本使用料	10 立方メートルまで	1,100 円	1,300 円	200 円	18.18%
超過使用料 (1立方メートルにつき)	11 立方メートルから 20 立方メートルまで	183 円	191 円	8 円	4.37%
	21 立方メートルから 50 立方メートルまで	194 円	202 円	8 円	4.12%
	51 立方メートルから 100 立方メートルまで	207 円	219 円	12 円	5.80%
	101 立方メートルから 250 立方メートルまで	229 円	240 円	11 円	4.80%
	251 立方メートルから 1,000 立方メートルまで	240 円	250 円	10 円	4.17%
	1,001 立方メートル以上	251 円	259 円	8 円	3.19%

上記にかかわらず

浴場汚水	1 立方メートルにつき	55 円	59 円	4 円	7.27%
温泉汚水	1 立方メートルにつき	116 円	125 円	9 円	7.76%

3 使用料改定の理由

下水道事業は特別会計で経営しており、公営企業としての独立採算が求められる事業である。このため、汚水処理経費としての^{※1}維持管理費及び^{※2}資本費の一部は受益者が負担する使用料で賄うことが原則である。しかし、倉吉市の公共下水道事業、集落排水事業の経営状況は赤字が続いており、この部分を一般会計からの繰出金で補填しているのが現状である。

平成 29 年度末の公共下水道（特定環境保全公共下水道を除く）における使用料収入で賄うべき支出は、汚水維持管理費 527,583 千円、建設事業に係る人件費等 35,936 千円、元利償還金のうち資本費平準化債収入、国からの交付税措置及び地方財政計画より公費部分として一般会計が負担するべき額を除いた 355,760 千円の総額 919,279 千円であり、それに対して使用料収入は 795,062 千円で 86.5%の経費回収率となっている。

今回の算定期間である平成 31 年度から平成 34 年度までの使用料不足額の予想は年平均 109,303 千円であり、今後も使用料不足分を一般会計から繰り出すことは、他の行政サービスに必要な財源の確保が困難となり、市政に著しい影響を与えることとなる。

このため、下水道会計への一般会計繰出金を縮減する必要があり、不足分を解消するためには13.9%の改定を行う必要があるが、利用者への負担の段階的措置及び維持管理費の低減を期待して、経費回収率を95.0%にとどめ、改定率を8.2%とするものである。

注1) ※¹ 下水道施設の運転及び維持に係る費用

注2) ※² 下水道施設の建設に係る地方債の償還元金及び償還利子

4 料金改定の時期

使用料改定の実施は平成31年4月1日とする。ただし、住民への周知徹底、賦課システムの調整期間が必要なため、施行は6ヶ月の経過措置を設け、また、消費税率の引き上げに合わせ、平成31年10月1日以後初めて計量する排除汚水量に係る使用料は、従前の例によることとし、それ以後の使用料から適用することが適当である。

5 附帯意見

(1) 使用料算定期間

今回の使用料算定期間は、公共下水道事業経営の安定性を保つ観点から平成31年度から平成34年度までの4年間とする。

平成32年度から地方公営企業会計に移行するため、今回の審議から4年後を目途に料金の見直しを行い、それ以降は、今回のように長期間見直しが行われないことがないよう特別な理由がないかぎり4年毎に見直しを実施すること。

今後の見直しにあたっては、一般会計からの繰出しの解消に留めるのではなく、地方公営企業会計での経営戦略を作成し、老朽施設の更新費用等を見込んだ上で、長期的な視点で判断すること。

(2) 維持管理費の低減

維持管理費については、平成32年度から予定している上下水道の組織統合を行うことで共通業務の経費削減が期待される場所であるが、第3次行財政集中改革プランにあるとおり業務の包括委託などの検討を図り、より一層の経費削減に努めること。

また、県に対して天神川流域下水道維持管理負担金の単価の低減を要望していくとともに、県、中部1市4町及び広域連合において広域化・共同化などの協議を進め、効率的な汚水処理の運営を図り、維持管理費の低減に努められたい。

(3) 徴収率の向上

使用料改定に伴い、使用料徴収率の低下が懸念される。利用者負担の公平性を確保し、下水道事業経営の健全化が図れるよう徴収率の更なる向上に努めること。

【資料 1】

倉吉市下水道使用料審議会の経過について

番号	開催日時・場所	会議内容
第 1 回	平成 30 年 10 月 15 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 倉吉市役所第 2 議室	(1) 日程について (2) 倉吉市下水道事業の概要について
第 2 回	平成 30 年 11 月 27 日 (火) 午後 3 時 30 分～午後 5 時 20 分 倉吉市役所第 1 会議室	(1) 前回審議会での質問等について (2) 下水道使用料の改定案について
第 3 回	平成 30 年 12 月 27 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分 倉吉市役所第 2 議室	(1) 前回審議会での質問等について (2) 下水道使用料単価の改定案について (3) 答申案について (3) 答申(案)について

【資料2】

倉吉市下水道使用料審議会委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏 名	委 嘱 事 由	団 体 名 (役 職 名)
会 長	齋 木 英 宏	各種団体の 代 表 者	倉吉市自治公民館連合会 副会長
副 会 長	福 田 京 子	各種団体の 代 表 者	地域づくりネットワーク 代表
委 員	宍 戸 明 男	各種団体の 代 表 者	倉吉市老人クラブ連合会 副会長
委 員	河 野 正 人	各種団体の 代 表 者	鳥取中央農業協同組合 代表理事常務
委 員	柴 田 耕 志	各種団体の 代 表 者	倉吉商工会議所 事務局長
委 員	大 嶋 操	各種団体の 代 表 者	鳥取県中部中小企業青年中央会 会長
委 員	福 井 靖 子	各種団体の 代 表 者	倉吉男女共同参画推進会議 会計
委 員	山 田 秀 之	各種団体の 代 表 者	連合鳥取中部地域協議会 事務局長
委 員	植 木 洋	学 識 経 験 者	学校法人藤田学院 鳥取短期大学 生活学科情報・経営専攻助教
委 員	戸 莉 丈 仁	学 識 経 験 者	公立大学法人公立鳥取環境大学 環境学部環境学科講師
委 員	平 林 智 恵 子	公 募	—

11名